

一般事業主行動計画

性別や、家庭の有無、職種の区別なく、すべての社員がその能力を最大限発揮し、仕事と生活の調和を図りながら、長い期間にわたって活躍ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：「法定時間外・法定休日労働時間の各月平均を30時間未満とする」（次世代法）

〈対策〉：令和7年4月～

- ・ 部署ごとの所定外労働時間を細かく把握し、所定外労働の多い部署、社員には個別に原因を追究し改善していくための働きかけを行う
- ・ 業務の平準化をはかり、属人化や無駄を削減

目標2：「女性労働者の管理職への昇進割合を男性労働者の管理職への昇進割合の8割以上（直近3事業年度の平均）にする」（女性活躍推進法）

〈対策〉：令和7年4月～

- ・ 会議等で現状を報告し、女性活躍の必要性の共有を図る
- ・ 女性管理職候補者（含む予備群）を対象にキャリア研修の実施

目標3：「男性の育児休業取得率を70%以上とする」（次世代法）

〈対策〉：令和7年4月～

- ・ 社員アプリ、デジタルサイネージを通して、男性の育児休業に関する情報を積極的に展開する
- ・ キャリア支援チームを活用し、座談会などを通して男性の育児休業取得を促す

以上